

## 本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の 運営方法（案）について

### 第 1 趣旨

本庄市地域福祉審議会規則第 8 条の規定に基づき、本庄市地域福祉審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

本庄市地域福祉推進委員会についても下記の規定に沿って運営するものとする。

### 第 2 会議録の作成について（本庄市地域福祉審議会規則 第 5 条）

（1）議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 出席者及び欠席者の氏名
- ③ 会議の議題
- ④ 会議の経過（議事の要旨及び発言者の氏名）
- ⑤ ①から④までに定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

（2）会議録は、議長が署名した日をもって確定するものとする。

（3）会議録の公表は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

### 第 3 傍聴人の定員について（本庄市審議会等傍聴規則 第 2 条）

（1）傍聴人の定員は、10 人とする。

（2）傍聴希望者が 10 人を超えた場合は、先着順とする。